


会員へのお知らせ

のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

医療機器及び再生医療等製品の不具合等報告の症例の公表及び活用について (周知依頼)

(法安77)

平成29年8月30日

日本医師会常任理事 今村 定臣

医薬品医療機器法（以下「法」）第68条の12第1項の規定に基づき、製造販売業者等から報告される医療機器及び再生医療等製品の不具合等報告については、厚生労働省において薬事・食品衛生審議会医療機器・再生医療等製品安全対策部会の意見を聴き、必要な安全対策措置が行われているところです。

一方、医療機器及び再生医療等製品の不具合等報告については、広く医療関係者が個別事例を共有し、医療機器及び再生医療等製品に係る安全な使用の向上に役立てることができるよう、従来より厚生労働省ホームページにおいて公表されてきたところです。

今般、平成29年度第1回薬事・食品衛生審議会医療機器・再生医療等製品安全対策部会に報告された事例の一覧をマイクロソフトエクセル形式にて、以下のURLに公表した旨、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より本会宛に連絡がありました。

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000173904.html>

また、医療関係者の皆様におかれましては、引き続き医療機器及び再生医療等製品の不具合等報告（法第68条の10第2項）ならびに、不具合等報告のために製造販売業者等が行う情報収集（法第68条の10第1項）にご協力（法第68条の2第2項）いただきますようお願い申し上げます。なお、これらの不具合等報告を行うことは、法令に基づくこととなり、個人情報保護法等の利用目的による制限及び第三者提供の制限が適用されない旨が当局より付言されております。

広島県麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施について

平成29年9月4日

広島県健康福祉局長（薬務課）

この運動を10月1日から11月30日までの2か月間、「広島県麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要領」に基づき実施することとしました。

覚醒剤等に関することでお困りの方は、最寄りの警察署、中国四国厚生局麻薬取締部、県立総合精神保健福祉センター、保健所・支所又は県庁薬務課へご相談ください。

e-資料のご案内

医師会速報2320（平成28年12月15日）号より、リニューアルした「e-広報室」の「通達文書」へ日本医師会、広島県、厚生労働省などからの文書を全文PDFにより掲載を開始いたしました。

会員へのお知らせ、社保の葉、介護保険の窓に「e-資料」のマークのあるものは、「e-広報室」の「通達文書」をご覧ください。

覚醒剤等薬物専用相談電話

広島県警察本部	TEL 082-227-4989
中国四国厚生局麻薬取締部	TEL 082-228-8974
広島県健康福祉局薬務課	TEL 082-513-3221

最寄りの県立保健所

広島県西部保健所生活衛生課	TEL 0829-32-1181(代)
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL 082-228-2111(代)
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL 0823-22-5400(代)
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL 082-422-6911(代)
広島県東部保健所生活衛生課	TEL 0848-25-2011(代)
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL 084-921-1311(代)
広島県北部保健所生活衛生課	TEL 0824-63-5181(代)

県立総合精神保健福祉センター TEL 082-884-1051

◎個別相談指導

医師や相談員の専門スタッフが、薬物依存症者やその家族等から電話での相談及び継続的な個別相談指導を行っています。

※個別相談指導は予約制です。(匿名でも可能)

◎家族教室・家族のつどい

薬物依存症者を抱える家族を対象に専門家による「薬物依存症者の家族教室」の開催や家族同士の交流の場である「家族のつどい」を設けています。

◎本人向け回復プログラム

薬物(覚醒剤等)やアルコールの使用をやめたくてもなかなかやめられないご本人のためのプログラムで、やめられない状態のことや、どうしたらやめていけるかについて、グループで学んだり話し合ったりします。

結核予防募金へのご協力をお願い

今年も、国内外での結核予防活動資金獲得を目的とした、複十字シール募金運動を展開致します。医師会会員の皆さまにおかれましては、ぜひともご協力をお願いいたします。

1 趣 旨

複十字シール運動は、結核や肺がんその他の胸部に関する疾患をなくして健康で明るい社会をつくるため、これらの病気に対する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、事業資金を得ることを目的とします。

また、国内のみならず世界における結核のまん延を防止するため、結核がまん延している途上国への援助も募金の目的とするものです。

2 運動期間

平成29年8月1日から12月31日まで

3 募金目標額

3億円(全国) 220万円(広島県)

4 募金の使途予定

- (1) 結核予防の教育広報費(結核予防全国大会、研修会、講習会、広報、結核予防週間事業等)
- (2) 結核調査研究費

- (3) 国際協力費 (開発途上国への結核対策援助費)
- (4) 結核予防事業助成費 (結核予防関係婦人会等)
- (5) その他

5 実施団体

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 (結核予防会広島県支部)

6 税額控除

当募金は特定公益増進法人への寄附となり、税法上の優遇措置が受けられます。

7 依頼方法

医師会会員様へのダイレクトメール送付

●平成28年度の募金額 (ご報告)

広島県医師会会員様 867,100円 *参考 広島県全体 1,460,821円
ご協力ありがとうございました。

担当部署：総務部総務課

電話番号：082-254-7111

E-mail：soumu@hiroshima-hm.or.jp

「平成29年度医療法第25条第1項に基づく立入検査等の広島県実施方針」の改訂について(通知)



平成29年9月12日

広島県健康福祉局長 (医務課)

このことについて、実施方針を改訂いたしましたので、御了知おきください。

医療事故調査制度に関する相談窓口

広島県医師会では医療事故調査制度に関する相談窓口を設置しています。「医療事故」に該当するかの相談、医療事故調査に必要な支援を求めたいときなどは下記へご相談ください。

一般社団法人広島県医師会 医療安全対策課 (医療事故調査等支援団体)

相談専用TEL：082-568-2129 ※夜間・休日はコールセンターにて対応

相談専用FAX：082-568-2130

相談専用E-mail：jikocho@hiroshima.med.or.jp

URL：http://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/jikosoudan.html

※ご相談は365日受付けますが、合議により回答いたしますので即答は困難です。ある程度の時間を要しますことをご了承ください。

基本は所定の様式 (上記URL参照) でのご相談となりますが、必要事項が記載されていれば、貴院にて纏められた様式でも結構です。

また、一般社団法人日本医療安全調査機構においても医療事故調査の実施に関する相談に応じる窓口を設けています。

一般社団法人日本医療安全調査機構 (医療事故調査・支援センター)

相談専用TEL：03-3434-1110 (24時間)

URL：http://www.medsafe.or.jp